

院内感染防止対策に関する取組事項

- 1 院内感染対策に関する基本的な考え方
感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。
- 2 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項
当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、「院内感染対策委員会」を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討しています。また、院内感染防止対策作業部会を設置し、感染対策チームが1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染対策の実施状況を確認しています。
- 3 院内感染対策に関する職員研修に関する事項
職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回行っています。
- 4 感染症の発生状況の報告に関する事項
法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染症発生状況「感染情報レポート」を週1回毎に作成し、感染対策チームで検討及び現場へのフィードバックを実施しています。
- 5 院内感染発生時の対応に関する基本方針
院内において感染症患者が発生または疑われる場合は、感染対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。
- 6 抗菌薬の適正使用に関する事項
当院では、抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。
- 7 患者様への情報提供・閲覧に関する事項
職員は患者様との情報の共有に努め、患者およびその家族等から本取組事項は院内に掲示し、閲覧の求めがあった場合には、これに応じます。
- 8 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な事項
院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

2024年6月1日
東陽病院